

大船渡地区環境衛生組合議会会議録

令和 5年 3月 27日招集

第 2 回 臨 時 会

大船渡地区環境衛生組合

大船渡地区環境衛生組合告示第5号

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会第2回臨時会を次のとおり招集する。

令和5年3月20日

大船渡地区環境衛生組合

管理者 大船渡市長 渕 上 清

記

1 期 日 令和5年3月27日（月）午後1時

2 場 所 大船渡市役所 議員控室

令和5年大船渡地区環境衛生組合議会

第2回臨時会議事日程表

議事日程第1号

令和5年3月27日（月） 午後1時開議

| | | |
|------|--------|-------------------------------------|
| 日程第1 | | 会期の決定 |
| 日程第2 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 大船渡地区環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例について |
| 日程第6 | 発議案第1号 | 大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例について |

出席議員（9名）

| | | | |
|------|---------|-----|---------|
| 議長 | 東 堅市 君 | 副議長 | 村上 薫 君 |
| 1 番 | 佐藤 優子 君 | 3 番 | 森 亨 君 |
| 5 番 | 荻原 勝 君 | 6 番 | 船砥 英久 君 |
| 7 番 | 山本 和義 君 | 8 番 | 紀室 若男 君 |
| 10 番 | 熊谷 昭浩 君 | | |

欠席議員（1名） 2 番 金子 正勝 君

遅刻議員（なし）

説明のため出席した者

| | | |
|-------|-----------|---------|
| 管理者 | 大船渡市長 | 淵上 清 君 |
| 副管理者 | 住田町長 | 神田 謙一 君 |
| 副管理者 | 大船渡市副市長 | 志田 努 君 |
| 会計管理者 | 大船渡市会計管理者 | 水野 克恵 君 |
| 事務局長 | | 安居 清隆 君 |

幹事出席者

| | |
|-----------------|---------|
| 大船渡市市民生活部市民環境課長 | 鈴木 康代 君 |
| 住田町町民生活課長 | 鈴木 絹子 君 |

事務局出席者

| | |
|----|---------|
| 書記 | 笹崎 大岳 君 |
| 書記 | 新沼 宏平 君 |

○議長（東堅市君） それでは、ただいまから令和 5 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は 9 名であります。欠席の通告は、2 番金子正勝君であります。

ここで、議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から、令和 4 年度 1 月分の一般会計と歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますのでご了承願います。

以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本臨時会の会期は本日 1 日といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は規定により議長から、10 番熊谷昭浩君、1 番佐藤優子君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に、日程第 3、議案第 1 号大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例についてから、日程第 5、議案第 3 号大船渡地区環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例についてまで、以上 3 件を一括議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは、議案第 1 号から議案第 3 号まで順にご説明いたします。議案書の議案第 1 号をお開き願います。議案第 1 号、大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例について、別冊のとおり制定することについて、地方自治法第 292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。提案理由でございます。この条例は、地方公共団体の個人情報保護制度の統一を目的とした個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めようとするものでございます。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案書 1 ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第 1 号説明要旨により説明し全文に代えさせていただきます。説明要旨の 1 ページをお開き願います。議案第 1 号、説明要旨。1 本則でございます。第 1 条、この条例は、個人情報の保護に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものでございます。第 2 条、この条例における実施機関について定義するとともに、この条例で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律及び同法施行令で使用する用語の例によることを

定めるものがございます。第3条、開示請求の手続を定めるものがございます。第4条、開示決定等の期限を定めるものがございます。第5条、開示決定等の期限の特例を定めるものがございます。第6条、開示請求に係る手数料の額を無料とするとともに、保有個人情報の開示を受ける者の、写しの交付に要する費用と送付に要する費用の負担義務を定めるものがございます。第7条、訂正請求の手続を定めるものがございます。第8条、利用停止請求の手続を定めるものがございます。第9条、大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項を定めるものがございます。第10条、この条例に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとするものがございます。2附則でございます。第1条、この条例の施行期日を令和5年4月1日とするものがございます。第2条、この条例の施行に伴い、大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例を廃止するものがございます。第3条、大船渡地区環境衛生組合個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置を定めるものがございます。議案書に戻りまして、議案第2号をお開き願います。議案第2号、大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会条例について、別冊のとおり制定することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものがございます。提案理由でございます。この条例は、大船渡地区環境衛生組合情報公開審査会と大船渡地区環境衛生組合個人情報保護審査会を効率的な運営を図るために統合して大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会を設置するとともに、同審査会の組織、調査審議の手続等に関し、必要な事項を定めようとするものがございます。条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案書3ページをお開き願います。内容につきましては、別冊の議案第2号説明要旨により説明し、全文に代えさせていただきます。説明要旨の2ページをお開き願います。議案第2号説明要旨。1本則でございます。第1条、この条例は、大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織、調査審議の手続等に関し、必要な事項を定めるものがございます。第2条、情報公開制度における審査請求並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保護審査会を設置することを定めるものがございます。第3条、この条例における用語の意義を定めるものがございます。第4条、審査会の所掌事項を定めるものがございます。第5条、審査会の委員を5人以内とすることを定めるものがございます。第6条、審査会の委員の任期、守秘義務等を定めるものがございます。第7条、審査会の会長及び副会長について定めるものがございます。第8条、審査会の会議について定めるものがございます。第9条、審査会の調査権限を定めるものがございます。第10条、審査請求人等による審査会への意見の陳述について定めるものがございます。第11条、審査請求人等による審査会への意見書等の提出について定めるものがございます。第12条、審査会の委員による調査の手続を定めるものがございます。第13条、審査会へ提出された意見書又は資料の写しを、提出者以外の審査請求人等へ送付すること等を定めるものがございます。第14条、審査請求に係る諮問について審査会が行う調査審議の手続は、非公開とすることを定めるものがございます。第15条、審査請求に係る諮問に対する答申書の送付等について定めるものがございます。第16条、審査会が個人情報の適正な取扱

いの確保に関し諮問実施機関等に意見を述べるために必要な調査審議について定めるもの
でございます。第 17 条、審査会の庶務は、総務係において処理することを定めるもので
ございます。第 18 条、この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は
規則で定めることとするものがございます。第 19 条、審査会の委員及び委員であった者
が、職務上知ることができた秘密を漏らした場合の罰則等を定めるものがございます。お
返し願います。2 附則でございます。第 1 条、この条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日と
し、ただし、附則第 2 条の規定は、公布の日から施行するものがございます。第 2 条、こ
の条例の施行期日前に審査会の委員を委嘱することができることとし、この場合は、施行
期日に委嘱されたものとみなすことを定めるものがございます。第 3 条、大船渡地区環境衛
生組合個人情報保護審査会の廃止に伴う経過措置を定めるものがございます。議案書に戻
りまして議案第 3 号をお開き願います。議案第 3 号、大船渡地区環境衛生組合情報公開条
例の一部を改正する条例について、別冊のとおり制定することについて、地方自治法第
292 条において準用する同法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決をお願いす
るものがございます。提案理由でございます。この度の改正は、大船渡地区環境衛生組合
情報公開・個人情報保護審査会の新設に伴い不要となる大船渡地区環境衛生組合情報公開
審査会に係る規定を削るとともに、所要の規定の整備をしようとするものがございます。
条例案につきましては、別冊にてお配りしております管理者提出条例議案書 7 ページをお
開き願います。内容につきましては、別冊の議案第 3 号説明要旨により説明し、全文に代
えさせていただきます。説明要旨の 4 ページをお開き願います。議案第 3 号説明要旨。 1
本則でございます。目次、第 3 章を削り、第 4 章を第 3 章とするものがございます。第 7
条から、記載の第 21 条は、文言を整理するものがございます。第 22 条から第 26 条は、
大船渡地区環境衛生組合情報公開審査会に係る規定を削ることに伴い、条項を整理するも
のがございます。2 附則でございます。第 1 条、この条例の施行期日を令和 5 年 4 月 1 日
とするものがございます。第 2 条、大船渡地区環境衛生組合情報公開審査会の廃止に伴う
経過措置を定めるものがございます。

議案第 1 号から議案第 3 号までの説明は以上でございます。よろしくご審議くださいま
すようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。

次に、議案第 1 号、大船渡地区環境衛生組合個人情報の保護に関する法律施行条例につ
いて質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第 1 号について原
案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第 1 号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、議案第 2 号、大船渡地区環境衛生組合情報公開・個人情報保
護審査会条例について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第2号について原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第2号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、議案第3号、大船渡地区環境衛生組合情報公開条例の一部を改正する条例について質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり直ちに採決いたします。議案第3号について原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第3号は原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 次に、日程第6、発議案第1号大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。9番、村上薫君。

○副議長（村上薫君） それでは、発議案第1号についてご説明を申し上げます。

発議案第1号、大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例について。標記について、地方自治法第112条及び大船渡地区環境衛生組合議会会議規則第7条の規定により、別紙のとおり提出いたします。令和5年3月27日提出。提出者、村上薫。賛成者は、熊谷昭浩議員、荻原勝議員の2名であります。提案理由は、地方公共団体の個人情報保護制度の統一を目的とした個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関し、必要な事項を定めようとするものであります。別冊の、大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例案により説明いたします。第1章、総則について第1条から第3条に、第2章、個人情報等の取扱いについて第4条から第16条に、第3章、個人情報ファイルについて第17条に、第4章、開示、訂正及び利用停止について第18条から第46条に、第5章、雑則について第47条から第52条に、第6章、罰則について第53条から第57条にそれぞれ規定しているところであります。附則、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。説明は以上であります。議員各位におかれましては、ご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、発議案第1号大船渡地区環境衛生組合議会の保有する個人情報の保護に関する条例についてについて質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。発議案第1号について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、発議案第1号は、原案のとおり可決いたしました。

○議長（東堅市君） 以上をもちまして、本臨時会に提出されました一切の案件が議了いたしました。ここで、当局より発言を求められておりますので、これを許します。管理者。

○管理者（淵上清君） ただいまは、議案第1号から議案第3号及び発議案第1号について、原案のとおり議決いただき、誠にありがとうございました。

この場をお借りいたしまして、令和5年3月31日をもって退職をいたします職員について、ご報告いたします。水野克恵会計管理者であります。ご報告は、以上であります。

○議長（東堅市君） ここで、来る3月31日をもって退職される水野会計管理者に対しまして、高い席からではございますが、組合議会を代表し、一言、ごあいさつを申し上げます。水野会計管理者におかれましては、環境衛生組合の円滑な事務事業の運営にご対応いただきましたことに、心から御礼申し上げるものでございます。今後も健康に十分ご留意され、ご活躍をご期待申し上げ、ごあいさつといたします。誠にありがとうございました。

○議長（東堅市君） これをもちまして、令和5年大船渡地区環境衛生組合議会第2回臨時会を閉会いたします。本日は、たいへんご苦労さまでした。

午後1時22分閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

大船渡地区環境衛生組合議会議長

署名議員

署名議員